

公 示

「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について（平成20年7月11日付け近運自二公示第28号）Ⅱ. 1. (2)」に基づき、近畿運輸局長が特別な配慮が必要と認める場合については、下記のとおり定めたので公示する。

平成20年7月11日

近畿運輸局長 各務 正人



記

大阪府下の地域において、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く）の事業計画変更（期間限定減車）に関する取り扱いについて（平成19年11月5日付け大運輸第81621号、大運監第1180号 制定）」に基づく期間限定減車の届出をした者にとっては、当該届出により減車されることとなる前の車両数とする。

附 則

1. この公示は、公示の日から適用するものとする。